

業務用ロボット販売および利用規約

第1条（総則）

1. 本規約は、別紙2に定める開発者（以下「開発者」といいます）が製造する業務用ロボットを株式会社USEN-ALMEX（以下「販売者」といいます）から購入する法人または個人（以下「購入者」といいます）に対して適用される業務用ロボットの販売条件および利用条件を定めるものです。購入者は、本規約（別紙を含みます）の内容を確認し、その内容を承諾したうえで業務用ロボットを購入し、使用するものとします。なお、関連する取扱説明書および注意事項等としてあらかじめ販売者が購入者に提示した情報も、本規約の一部を構成するものとします。
2. 販売者は、いつでも、本規約を変更できるものとします。ただし、この場合、販売者は、本規約を変更する旨と変更後の本規約の内容およびその効力発生日を、相当な期間を設けたうえで購入者に対して通知し、販売者のウェブサイトに掲載するものとします。購入者が、本規約の変更の効力発生日後に本製品を利用した場合、当該購入者は変更後の本規約に同意したものとみなします。販売規約は下記 URL に掲載します。

<https://www.usen-almex.jp/pdf/industrial-robot-term.pdf>

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「本製品」とは、「業務用ロボット」の機体本体部分（ハードウェア）をいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは、開発者によって開発され、本製品に組み込まれた、自律走行および運転機能（これに関連する通信機能および各種表示機能を持つプログラム等を含みます）を持つソフトウェアおよび開発者が提供するクラウドサービスをいいます。販売者は、購入者の申込み内容に基づき、クラウドサービスを使用して本製品に購入者情報を紐づけ、本製品を動作可能な状態に設定します。購入者は、原則として、クラウドサービスを直接利用することではなく、販売者を通じて利用します。（サイネージの設定等を購入者が直接行うことができる一部の機種を除きます。）
- (3) 「付属品」とは、当社が本製品と共に提供する本製品以外の商品の全てをいいます。
- (4) 「オプション品」とは、購入者の希望に応じて別途販売者が販売する、本製品に関連する商品をいいます。
- (5) 「消耗品」とは、付属品のうち、使用頻度に応じて交換が必要になる商品をいいます。
- (6) 「保守サポート」とは、本製品の故障時の保守対応、無償交換品提供、有償交換品提供、有償修理、問い合わせ対応および本ソフトウェアの利用に関するサポートをいいます。
- (7) 「一次販売代理店」とは、別紙に定める日本国内における本製品の一次販売代理店として開発者から指定を受けた会社をいいます。

第3条（契約の申込および成立）

1. 本製品の購入を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約の内容を確認し、その内容に同意のうえで、販売者に「業務用ロボット申込書」（以下「申込書」といいます）を提出することにより、販売者に対して本製品の購入および本ソフトウェアの使用の申込並びに保守サポートの利用の申込を行うものとします。販売者が当該申込を承諾したときに、申込書記載の申込日に遡って、本製品の売買契約および本ソフトウェアの使用契約並びに保守サポートの利用契約（以下、総称して「本契約」といいます）が成立するものとします。なお、販売者が申込書の受領後10営業日以内（販売者の営業日とします）に、申込者に対して申込拒絶の通知を行わない場合は、販売者は申込を承諾したものとみなし、この場合も申込書記載の申込日に遡って本契約が成立するものとします。
2. 販売者は必要に応じて申込者に対する信用調査を行うものとし、信用調査の結果によって申込を拒絶するか、販売者の裁量により販売台数を任意に減少させた上で申込を承諾する場合があります。この場合、販売者と申込者の間で、販売者が定めた販売台数による本契約が成立するものとし、購入者は、販売台数の減少を理由として本契約の成立を拒むことはできないものとします。
3. 販売者は、申込者または購入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込を承諾せず、または申込の承諾を撤回することがあります。この場合、本契約は遡って無効となります。なお、販売者は、本項に基づく撤回に起因して、申込者、購入者またはその他の第三者が損害を被った場合でも、何らの責任を負わないものとします。
- (1) 販売者が提供する他のサービスに違反し、その料金もしくは費用等の支払いを過去または現に怠り、または怠るおそれがあるとき

- (2)第2項に基づく信用調査の結果、販売者の与信基準を満たさなかったとき
 - (3)本規約に違反し、または違反するおそれがあるとき、または過去に販売者との間で締結した他の契約に関し違反した事実があるとき
 - (4)申込にあたり虚偽の届出をしたとき、または販売者の指定する書類を提出しないとき
 - (5)本製品を利用する場所の環境・管理状況により、本製品の提供に支障をきたすと販売者が判断するとき
4. 購入者は販売者の求めに応じて、販売者から購入した本製品に関する情報（機体シリアルナンバーおよび所在地等）を提供するものとします。

第4条（料金の支払い）

1. 本製品の販売価格等の初期費用および保守サポートの月額費用（以下「料金」といいます）は、申込書に記載のとおりとします。
2. 購入者は、販売者が指定する支払期日までに料金を支払うものとします。
3. 振込手数料等の費用がかかる場合は、購入者が負担するものとします。
4. 購入者が販売者に対する料金の弁済を怠ったときは、購入者は、販売者に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、遅延した金額について、年14.6%（年365日日割り計算）の利率による遅延損害金を支払うものとします。

第5条（本製品の納入）

1. 本製品の納入方法、納入場所、納入期日その他本製品の納入に関する一切の事項は、申込書に記載のとおりとします。
2. 販売者は、前項の本製品の納入時に、納品書を購入者に提出するものとします。ただし、購入者から別段の指示がある場合にはこれに従うものとします。
3. 販売者は、納入期日までに、納入すべき数量の本製品を納入することができない場合、納入遅滞の理由および変更後の納入期日について、速やかに購入者へ通知するものとします。この場合、販売者は、当該変更後の納入期日までに本製品を納入できるよう最善を尽くすとともに、その進捗等を随時購入者に報告するものとします。
4. 本製品の納入遅滞が生じた場合、販売者にやむを得ない事由があるときは、販売者の申出により、購入者は本製品の納期につき相当の日数の延長を認め、販売者の当該遅滞に起因する責任を免責するものとします。

第6条（本製品の検査）

1. 購入者は、外観および機能の検査により、本製品の契約不適合を発見した場合、納入日から5営業日以内に販売者に通知するものとします。
2. 販売者は、前項の通知を受けた場合、開発者または販売者の裁量により本製品の交換または本製品における契約不適合にかかる部分の交換その他の必要な措置を講じるものとします。
3. 購入者は、数量確認の結果、本製品の数量不足または超過が判明した場合、納入日から5営業日以内に販売者に通知し、数量不足分の補充の請求または数量超過分を販売者の費用および責任において引き取る請求をするものとします。
4. 購入者が、本条第1項および第3項に定める期日までに、販売者に対し検査結果を報告しなかった場合、納入された本製品は、当該期間の経過をもって、検査に合格したものとみなします。

第7条（所有権の移転）

本製品の所有権は、第6条（本製品の検査）に定める検査に合格し、購入者が本製品の初期費用の支払を完了したときに、本製品の納入時に遡って、販売者から購入者に移転するものとします。

第8条（危険負担）

本製品の納入前に、購入者の責によらない事由により本製品に滅失または毀損が発生したときは、販売者の負担とします。また、本製品の納入後に、販売者の責によらない事由により本製品に滅失または毀損が発生したときは、購入者の負担とします。

第9条（権利の帰属および非侵害の保証）

1. 本製品、本ソフトウェアにかかる知的財産権並びに本ソフトウェアの所有権は、本製品の製造者または開発者に帰属す

るものとし、本製品の所有権の移転または購入者による本製品の利用により、購入者に譲渡され、または移転等するものではないものとします。購入者は本製品の利用において、当該権利者の権利を侵害し、または権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとします。

2. 購入者は、本製品の売買取引において、権利者の権利を侵害し、または権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行ってはならないものとします。

第 10 条（本製品の使用および保管）

1. 購入者は、販売者が推奨または指定する消耗品・付属品・オプション品を使用するものとします。販売者および開発者は、購入者が推奨品または指定品以外を使用したことによる本製品および本ソフトウェアの不具合について、何らの責任を負いません。
2. 購入者は、販売者が提示する説明書、使用マニュアル、ガイドライン、安全上のご注意、その他の指示に従い本製品を使用し、管理および保管するものとします。
3. 購入者は、本製品の納入場所における電気通信回線その他利用環境を、自らの費用と責任で調達し、管理、保持するものとします。

第 11 条（広告宣伝）

購入者が、本製品の広告宣伝（不特定多数に向けての情報伝達手段となる新聞、雑誌、テレビ、WEB などのメディアに掲載する宣伝を指します。）を行うにあたり、販売者、開発者または本製品の製造者が保有する商標等を使用する必要がある場合は、事前に販売者に書面で通知し、販売者の承諾を得なければならないものとします。販売者の承諾なしに購入者が商標等を使用して広告宣伝を行った場合、販売者は直ちに当該広告宣伝を禁止することができるものとします。

第 12 条（契約上の地位譲渡の禁止）

1. 購入者は、本契約に基づき発生する自己の権利義務を、販売者の事前の承諾なく、第三者に譲渡し、引き受けさせ、または担保に供してはならないものとします。
2. 購入者は、販売者の事前の承諾がある場合を除き、本契約における購入者としての地位の譲渡を行うことはできないものとします。
3. 購入者が本条の規定に違反した結果、購入者や第三者に生じた損害については、販売者は一切の責任を負わないものとし、購入者が自己の責任で解決するものとします。

第 13 条（禁止事項）

1. 購入者は、本製品の利用中並びに利用終了後であっても、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 本製品を日本国外へ持出すこと、または日本国外で利用すること
 - (2) 本製品を販売者に無断で第三者に貸与し、または第三者と共同利用すること
 - (3) 購入者とは別の法人または個人による本製品、本ソフトウェアの使用、本製品を利用していない者による本ソフトウェアの使用
 - (4) 販売者が承認した目的以外で本製品、本ソフトウェアを使用すること、本製品の分解または改造など本製品の説明書・マニュアルで禁止されている方法で使用する
 - (5) 開発者や当社が承認した場所以外の濡れた床で本製品を使用すること
 - (6) 開発者や当社が承認した場合を除き、本製品を屋外で使用する
 - (7) 本製品に故意に液体をかけたり、雪・氷・水・湿気にさらしたりすること
 - (8) 販売者の事前の承諾を得ずに、マッピング修正を行うこと
 - (9) 商標、機体シリアルナンバー、技術認証表示などの剥離、汚損・毀損、その他判読できない状態にすること
 - (10) 本ソフトウェアおよび本ソフトウェアにかかるプログラムの複製、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、ソースコード導出の試み、暗号化、修正または二次的著作物の創造、データの抽出および公開をすること
 - (11) 販売者、開発者または本製品の製造者が保有する商標権、特許権、著作権等の知的財産その他法令上または契約上保有する権利を侵害する行為
 - (12) 販売者もしくは開発者の信用または権利を毀損・侵害する行為、または他人に対するいやがらせ、もしくは誹謗中傷

を目的とする行為

(13)本製品の運営または利用を妨害し、販売者または開発者に対し支障を与える行為

(14)法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、その他前各号のいずれかに該当する行為を助長する行為

(15)その他、販売者が不適切と判断する行為

2. 販売者は、購入者が前項の禁止行為に該当する行為を行った場合、本契約に基づく一切の責任を免れるとともに、保守サポートを停止することができるものとします。

第 14 条 (保守サポート)

1.購入者は、本製品の利用期間中は、必ず保守サポートに加入するものとし、保守サポートの利用契約を解約および解除することはできないものとします。ただし、本条第 4 項および第 6 項に該当する場合はこの限りではありません。

2.販売者は、経済情勢の変化その他の事情に応じて、事前に購入者に通知することにより、保守サポートの月額費用を改定することができるものとします。

3.次の各号に定めるものは保守サポートの適用対象外とします。

(1)開発者および販売者が指定する使用条件等に従わずに不適切な設置、使用、操作を行ったことによる故障・劣化・破損

(2)不正改造や分解等による故障・破損

(3)購入者が自ら修理を行ったことによる故障・破損

(4) バッテリーパック・充電器の不適切な使用による故障・破損

(5) 安全負荷重量を超えて使用したことによる故障・破損

(6) 付属品やオプション品、消耗品に生じた不具合や損傷

(7) 購入者の都合による二次的なオンサイト展開または設置・試運転などのサービス

(8) 不可抗力(地震、盗難等)による故障・破損

(9) 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの(外装品・塗装面等のヘタリ、劣化、錆、腐食、外観上の損傷・汚損、その他類似の事由等)

4.店舗または施設の閉店等に伴い、本製品を利用しなくなった場合、購入者は販売者に対し、販売者所定の「機器利用停止申請書」を提出することによって、保守サポートを解約することができるものとします。機器利用停止申請書は、保守サポートの解約を希望する日が属する月の前々月末日までに販売者に提出する必要があります。

5.購入者が、前項の定めに従い保守サポートを解約した場合、解約日をもって保守サポートの利用、本ソフトウェアの利用が終了し、本製品は一切利用することができなくなります。なお、購入者が保守サポートの解約後に、再び保守サポートへの加入を希望する場合、購入者は販売者に連絡を行い、保守サポートの再加入について説明を受けるものとします。説明を受けたのち、購入者から販売者に対し、保守サポートへの再加入の申込を行い、販売者が再加入を承諾したときは、購入者は再び保守サポートの適用を受けることができます。この場合、保守サポートの月額費用は、本製品の劣化状況やその他の事情に応じて、販売者が改めて設定するものとします。

6.店舗または施設の改装等に伴い、本製品を一時的に利用しなくなった場合、購入者は販売者に対し、販売者所定の「機器休止申請書」を提出することによって、保守サポートを一時的に休止することができるものとします。機器休止申請書は、保守サポートの休止を希望する日が属する月の前々月末日までに販売者に提出する必要があります。

7.前項の定めに従い、保守サポートを休止した場合、休止日が属する月の翌月から利用再開日が属する月の前月までの間、保守サポートの月額費用の支払いは不要とします。ただし、休止期間は、6ヶ月間を上回ることはできないものとします。

第 15 条 (マッピング修正および本製品の移設)

1. 本製品のマッピング修正を希望する場合は、原則として販売者へ依頼するものとします。

2.本製品を既存の納入場所から別の場所へ移設する場合、購入者は販売者に対し、販売者所定の「移設申込書」を提出することによって、本製品を移設できるものとします。移設申込書は、本製品の移設を希望する日の 1 ヶ月前までに販売者に提出する必要があります。

3.本製品の移設は、原則として販売者が行うものとします。この場合、購入者は販売者に対して、移設に伴う費用(搬送費やマッピング修正費等を含みます)を、移設申込書に定める支払方法により支払うものとします。

4.前項の定めにかかわらず、購入者が自ら本製品の搬送を行うことを販売者との間で取り決めた場合、移設に伴う費用のうち、搬送費の支払いは不要とします。なお、購入者が販売者に通知することなく、本製品を移設した場合は、保守サ

ポートの保証対象外とします。

- 5.本製品の移設および購入者の依頼に基づき販売者が行ったマッピング修正に関し、販売者の責めに帰すべき事由によるものを除き、購入者に生じた損害について、販売者は一切責任を負わないものとします。

第 16 条（本製品毀損時等の連絡）

1. 本製品および付属品・オプション品・消耗品等の購入品（以下、「購入品」といいます）の毀損、紛失、盗難、汚損、火災、または浸水等の事故が生じた場合、購入者は速やかに販売者が指定する問い合わせ窓口で連絡するものとします。
2. 前項のほか、本製品および購入品の不具合にかかる問い合わせ、故障修理等の依頼は、販売者が指定する問い合わせ窓口で連絡するものとします（以下、前項および本項の対象となる本製品および購入品を総称して「故障機」といいます）。
3. 販売者は、前二項の連絡に基づき故障機を受領した後、無償交換と有償修理等のいずれの対応になるかについて判断の上、購入者に連絡するものとします。販売者は、有償修理等となる場合には、その旨および有償修理等の内容について、購入者に対して事前に説明するものとします。

第 17 条（無償修理、交換）

1. 本製品について、第 6 条（本製品の検査）の検査の結果の通知を受け、販売者が初期不良、自然故障に該当すると判断した場合、または開発者の定める保証期間内である場合、または、別紙 3 の「USEN Warranty PLUS for Robot サービス規程」に定める保証範囲に該当する場合は、原則として、無償で修理もしくは本製品の本体または部品の交換対応を行います（以下、無償交換後の本製品または購入品を「無償交換品」といいます）。ただし、第 14 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合、または第 18 条（有償修理等）に該当する場合は、この限りではありません。
2. 購入品について、販売者が初期不良に該当すると判断した場合に限り、無償で修理もしくは交換対応を行います。ただし、第 18 条（有償修理等）に該当する場合は、この限りではありません。購入品について、購入者が初期不良による交換を希望する場合は、購入品到着から 14 日以内に販売者が指定する問い合わせ窓口で申告を行うものとします。期限内に申告が行われなかった場合、販売者は、理由の如何を問わず、交換対応を行いません。
3. 販売者は、前二項に定める修理もしくは交換対応を、購入者からの本製品または購入品に関する修理もしくは交換依頼を受けた場合に限り、行うものとします。
4. 購入者は、本製品または購入品の修理もしくは交換に関し、次の事項を遵守し、予め承諾するものとします。
 - (1) 販売者は、前条に定める購入者からの連絡（以下「申告」といいます）を受領した時点では、有償修理等となるか否か、また有償修理等になる場合の金額につき、判断や通知を行うことはできないため、申告時点において、有償修理等が発生した場合に購入者がその修理費用を負担することに承諾した場合のみ修理が受けられることとします。
 - (2) 本製品の発送にあたり、取扱説明書で推奨されていないものを含む付属物等が付着していた場合、購入者の責任においてこれを取り外すものとします。なお、万が一、付属物等を取り外さずに発送した場合、当該付属物等については所有権を放棄したものとみなします。
 - (3) 本製品または購入品の無償交換品は、故障機と同等の性能を有するものとし、交換品の使用年数および外観が同等であることを保証するものではありません。
 - (4) 無償交換品のファームウェアのバージョンが、故障機と同一のバージョンではない場合があり、故障機のファームウェアのバージョンで正常に使用できたことが、交換品では正常に動作しない場合があります。
 - (5) 故障機および無償交換品の配送については、販売者指定の配送方法を採用するものとします。購入者は、故障機の配送方法の指定、および持込修理の依頼をすることはできません。
 - (6) 本製品または購入品を配送する際の配送費、並びに交換品を配送する際の配送費については、販売者が負担します。
5. 購入者は、本製品および購入品の無償交換品について、初期不良があることを発見した場合、両者協議の上で更なる交換を販売者に対して請求することができるものとします。この場合、購入者は、無償交換品到着から 14 日以内に販売者が指定する問い合わせ窓口で申告を行うものとします。期限内に申告が行われなかった場合、販売者は、理由の如何を問わず、交換対応を行いません。

第 18 条（有償修理等）

1. 販売者は、故障機を受領後、故障機の状態を確認し、次の各号のいずれかを原因とする故障または損傷であると判断した場合、原則として、有償で修理または交換等（以下「有償修理等」といいます）を行うことができるか検討するもの

- とします。なお、販売者が有償修理等を行うことができないと判断した場合は、速やかに購入者へ連絡するものとします。
- (1) 購入者または第三者の故意または重過失もしくは法令違反
 - (2) 取扱説明書等に記載の使用法および注意事項に反する利用
 - (3) 飛行機機内への持ち込みや、海外での利用
 - (4) 火災、水害、落雷、凍結、その他の天災等販売者の責に帰すべき事由によらない場合
 - (5) 販売者以外の者が、修理・改造・塗装等を行った形跡があると販売者が認めた場合
 - (6) 故障の原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった場合
 - (7) その他購入者の責めに帰すべき事由に起因する場合
2. 販売者は、購入者に対し、有償修理等が発生した場合の本製品または購入品の修理費用を請求するものとし、購入者は、販売者が定める期日までに、販売者が指定する金融機関の口座へ振込み、修理費用を支払うものとします。なお、振込みに係る手数料は、購入者の負担とします。

第 19 条（問い合わせ窓口）

1. 購入者は、販売者に対して問い合わせを行う場合、法人または個人の契約者名、店舗名または施設名、連絡先、問い合わせを行う担当者名等の情報を準備するものとします。
2. 販売者の問い合わせ窓口の対応時間は、次の通りとします。
365 日 10:00～22:00

第 20 条（サポート体制の維持）

1. 本製品および関連製品の補修用性能部品の保有期間は、本製品および関連製品のそれぞれの仕様（バージョン）ごとに開発者による生産終了後 5 年間とします。購入者は、開発者による生産終了後 5 年間を経過した本製品および関連製品について、修理等の対応ができないことがあることを予め承諾するものとします。

第 21 条（重大事故）

購入者は、重大事故（本製品に関して発生し、または発生するおそれのある法令違反、製品事故、誤接続、誤課金、顧客情報漏洩および脆弱性等の被害が重大な事象）が発生した場合、直ちに販売者へ連絡するものとし、重大事故への対応について販売者からの要請があるときは、これに応じて協力するものとします。

第 22 条（アップデート）

1. 購入者は、開発者がいつでも本ソフトウェアのアップデート、バージョンアップ、その他改変（以下「アップデート等」といいます。）を行う権利を保有しており、これらの権利の行使について事前に通知されないことを承諾するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、開発者によるアップデート等により、本製品の仕様、品質または機能等が変更になる場合、販売者は可能な限りすみやかに、その旨および変更後の内容を、購入者に通知するものとします。ただし、購入者による本製品の通常の使用に影響を与えない軽微な変更はこの限りではありません。
3. 販売者は、開発者によるアップデート等の目的が、本製品に生じている問題を解決するものである場合、購入者に対し、アップデート等の実施後の本ソフトウェアのインストール、再起動を行うよう、依頼することができるものとします。

第 23 条（データ利用）

1. 購入者は、本製品および本ソフトウェアの適正な運用のため、販売者、開発者および開発者が指定する第三者が、本製品および本ソフトウェアの使用により得た情報（走行情報、マップ等）を閲覧、処理、保管・管理することを、あらかじめ承諾するものとし、本製品および本製品の購入者以外の利用者が存在する場合は、当該利用者に承諾させるものとします。
2. 販売者および開発者は、本契約終了後も、前項の情報を匿名化したうえで保有し、利用できるものとします。

第 24 条（免責）

1. 販売者は、本製品に製造物責任法第 2 条第 2 項に定める欠陥がないこと、およびバグ等の瑕疵その他の不具合が存在し

ないことを保証しないものとします。

2. 販売者は、自己の故意または重大な過失に起因する場合、または本契約に別段の定めがある場合を除き、本製品の有用性、正確性および完全性等について、明示または黙示にも一切保証をするものではなく、本製品の変更、中断、停止もしくは廃止、その他本製品に関連して発生した購入者の損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
3. 販売者は、保守サポートの内容変更、中断、停止もしくは廃止、その他本製品に関連して発生した購入者の損害（本製品に付着した汚れが走行跡に付着した場合など）について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
4. 販売者は、購入者または購入者の依頼に基づき販売者が行ったマッピングに従い本製品を利用した場合や、購入者が行った本製品の設定変更に起因して生じた事故または購入者や第三者に生じた損害について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。ただし、販売者がマッピングを行った場合で、当該事故または損害の発生原因が販売者の故意または重過失に起因するときはこの限りではありません。
5. 販売者は、以下の各号の事項については一切の責任を負わないものとし、購入者が自己の責任で解決するものとします。
 - (1) 購入者が本契約に違反した結果、購入者や第三者に生じた損害
 - (2) 情報の消失等により生じた購入者の損害

第 25 条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関または仕入元の事故・破産等、その他販売者の支配が及ばない事由による本契約の履行遅滞もしくは履行不能について、当社は責任を負わないものとします。ただし、本契約の履行遅延または履行不能が生じた場合、販売者はその旨をただちに通知するものとします。
2. 前項の事由が 1 ヶ月以上継続し、販売者が本契約に基づく履行が不可能と判断する場合、販売者は、その旨を購入者に通知したのち、販売者と購入者で協議の上、本契約の解除等の措置を講じることができるものとします。

第 26 条（損害賠償）

1. 販売者は、本契約に基づく債務の履行、不履行、または自己の責により本契約に違反し、購入者に損害を与えた場合、購入者に対し、現実に生じた直接かつ通常の損害について賠償する責任を負うものとします。ただし、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、間接損害、特別損害、逸失利益、派生的損害および付随的損害については、賠償責任を負わないものとします。
2. 販売者が購入者に対して負う損害賠償の累計総額は、債務不履行（契約不適合責任を含みます）、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった申込書に基づく本契約について販売者が購入者から受領済みの料金の額を限度とします。

第 27 条（第三者への委託）

販売者は、本契約に基づく自己の業務を遂行するため、自己の責任において第三者（当該第三者が再委託する第三者等を含み、以下「委託先」と総称します。）に業務を委託することができます。ただし、販売者は、委託先に対し、第 31 条（秘密保持）に定める販売者の秘密保持義務を含めた販売者の義務と同等の義務を、委託先に負わせるものとします。

第 28 条（使用許諾および提供の停止）

1. 販売者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本ソフトウェアの使用許諾および保守サポートの提供を中止することができるものとします。
 - (1) 購入者が本契約に違反したとき
 - (2) 本ソフトウェア提供に必要な第三者の役務提供（ライセンスの提供を含みますが、これに限られません）が停止または制限されたとき
 - (3) 本ソフトウェアの提供のため販売者が準備する、販売者または第三者の設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (4) 販売者または開発者等の都合により、本ソフトウェアの提供を行うことが困難になったとき
2. 販売者は、第 1 項の規定により本ソフトウェアの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨を購入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 販売者は、理由の如何を問わず本規約第 30 条（解除）第 1 項および第 2 項に基づき個別契約が終了した場合、購入者への事前の通知もしくは催告を要することなく本ソフトウェアの提供を停止することができるものとします。
4. 販売者は、第 1 項または第 2 項に定めるいずれかの事由により本ソフトウェアを提供できなかったことに関して購入者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第 29 条（販売終了）

販売者は、購入者に対して 1 ヶ月前までに通知することにより、本製品、関連製品および消耗品・付属品・オプション品の販売を終了することができます。この場合、販売者が定める廃止日をもって本製品の保守サポート、本ソフトウェアの提供も終了するものとします。販売者はかかる保守サポート、本ソフトウェアの提供の終了によって購入者に生じたいかなる損害についても責任を負わないものとします。

第 30 条（契約解除）

1. 販売者は、購入者が次の各号のいずれかに該当した場合、何ら催告をすることなしに、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 購入者が本契約に違反した場合において、販売者が相当な期間を定めて当該違反事由の解消を求めたにもかかわらず、解消しなかったとき
 - (2) 財産につき差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、または租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 支払不能もしくは支払停止に陥り、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算の申立てがあったとき
 - (4) 営業の廃止もしくは変更、または合併によらない解散の決議をしたとき
 - (5) 振出しまたは裏書した手形、または小切手の決済ができなかったとき、あるいは手形取引上の交換停止処分を受けたとき
 - (6) その他支払能力に支障が生じたと認められる客観的事態が生じたとき
 - (7) 販売者に対して虚偽の事実を告げたとき、または相手方に通知した事実が虚偽であると合理的に判断されるとき
2. 前項により本契約が解除された場合、購入者が解除された個別契約において有する債務は期限の利益を失うものとし、ただちに全ての債務を販売者に弁済するものとします。
3. 前二項の規定は、販売者から購入者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第 31 条（秘密保持）

1. 販売者および購入者は、本契約において知りえた相手方の技術上または営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を漏洩し、または相手方の事前の書面による承諾を得ないで、本契約の履行目的以外に利用し、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合および契約履行の目的で委託先（第 27 条（第三者への委託）に定義します）に開示する場合はこの限りではないものとします。
 - (1) 開示者の開示時に既に公知であった情報
 - (2) 開示者の開示時に既に受領者が保有していた情報
 - (3) 開示者の開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
 - (4) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 開示者から開示された情報によらず受領者が独自に開発した情報
2. 販売者および購入者は、秘密情報について、法律、規則、政府または裁判所の命令等によって、官公庁または裁判所から開示が義務付けられた場合、その目的達成のために必要最小限の範囲において、秘密情報を行政庁または裁判所に対して開示することができます。ただし、この場合、法律上許容される範囲で、事前または開示後速やかに相手方にその旨を報告するものとします。

第 32 条（個人情報等の利用）

販売者は、保有する購入者の個人情報を、販売者が別途定める「個人情報保護方針 (<https://www.usen-almex.jp/privacy/>)」および「個人情報の取扱いについて (<https://www.usen-almex.jp/privacy/privacy.html>)」に基づいて適正に取り扱います。

第 33 条（反社会的勢力の排除）

1. 販売者および購入者は、自己の代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者または本契約を代理もしくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 販売者および購入者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 相手方または第三者に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 相手方または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方または第三者に対する、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4) 偽計または威力を用いて相手方もしくは第三者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
3. 販売者および購入者は、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
4. 本条第 1 項または本条第 2 項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、販売者と購入者間で締結されたすべての契約を解除し、かつ、相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。
5. 前項の規定により、販売者と購入者間で締結された契約を解除した場合または反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、解除された当事者は、その名目を問わず、当該解除または措置に関し生じた損害および費用の一切の請求をしないものとします。
6. 販売者と購入者間で締結された契約を解除したことにより解除した当事者が損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第 34 条（残存条項）

本契約の終了後も、第 13 条（禁止事項）、第 26 条（損害賠償）、第 30 条（契約解除）第 2 項および第 3 項、第 31 条（秘密保持）、第 33 条（反社会的勢力の排除）、本条および第 35 条（紛争処理）の各規定は、有効に存続するものとします。

第 35 条（紛争処理）

本契約の準拠法は日本法とし、紛争が生じた場合は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2024 年 11 月 1 日制定

2025 年 6 月 1 日改訂

2025 年 9 月 1 日改定

別紙 1

配膳ロボット「SERVI PLUS」（以下、本製品という）の取扱いについて

1. 本製品は屋内専用です。屋外では使用しないでください。屋外で使用すると、自然の要素による誤作動、故障、部品の破壊、またはその他の予期しない動作を引き起こす恐れがあります。
2. 本製品に故意に液体をかけないこと。本製品は防塵防滴を考慮して設計されていますが、完全防水ではありません。各段フードトレイから液体が溢れた場合は、すぐに乾いた柔らかい布で拭き取り、よく乾かすこと。液体が機器内部に入ったときに濡れたまま充電すると、発熱、感電、火災、けが、故障などの原因となります。また、ドリンクなどの液体が本製品に入った場合は、直ちに電源を切り、カスタマーセンターに連絡すること。
3. 本製品を段差のある場所や傾斜面、または凸凹した床面(モザイクタイル、毛足の長さが1cm以上あるカーペットなど)、濡れた床では使用しないこと。本製品の動作に影響を与えることを避けるため、床面からワイヤー、液体、破片、その他の異物を取り除くこと。カメラ、センサーが正常に作動しなかったり、横転や転落により周囲の人や物などに損害を与える原因となります。
4. 走行時に、不測の事態が発生した場合は責任者がすぐに対応できるようにすること。
5. 最大積載量以上の物をフードトレイに置かないこと。けが、故障、誤作動、周囲の物などに損害を与える原因となります。
 - a. フードトレイ (4段): 10kg
 - b. 合計許容積載量: 40kg
6. 配膳運搬中、本製品が目的地に到着する前にフードトレイに載せた運搬物を取らないこと。
7. 本製品の配膳・運搬部より大きなトレイやお皿を使用しないこと。センサーが遮断され動作に支障をきたす可能性があります。また、本製品が指定されたテーブルに止まってから料理などをフードトレイから受け取ること。
8. 周囲温度 10° C~35° C、湿度 10%~80%の範囲で換気の良い屋内で使用すること。故障や周囲の物などに損害を与える原因となります。
9. 充電器は発熱しますので、風通しの良い場所に設置すること。また、充電器を重ねたり、物を載せる、密閉された空間では使用しないこと。
10. 不安定な物(グラス、スープなど)や高温になったお皿を運搬するときは、走行中に液体が溢れたり滴下しないか事前にテスト走行をすること。落下、破損、けが、アレルギー物質の混入の原因となります。
11. 各種センサー、各段フードトレイ、サイドボタンなどに付着した汚れはすぐに柔らかく乾いた布で拭き取り、常に清潔な状態を保つこと。
12. スリッパの先端など床面から高さ 5cm 以下の小さな障害物(踏み台等)はセンサー検知で回避できないため、あらかじめルートから取り除くこと。またガラスやアクリル板などの透明なものは検知できません。
13. バッテリー残量が少ない状態で長時間本製品を放置すると、バッテリーの寿命が短くなったり、故障の原因になることがあります。本製品を長期間保管する場合は、電源を切り、安全な場所に保管すること。また、過放電を防ぐために定期的に充電すること。
14. 本製品を任意に設置、改造、分解、修理しないこと。修理については、カスタマーサービスに連絡すること。
15. 故障・修理の際はロボットサポートセンター（0120-788-610 年中無休 10:00~22:00）へ問合せすること。現地での修理/メンテ対応が必要かつ可能な事象の場合は、現地技術スタッフが対応します。機体を引き上げないと対応できない事象の場合は、現地技術スタッフ判断の上、機体返送を行い、修理完了までの代替機を発送します。（代替機着荷までに数日間お時間を頂く場合があります。）
16. 鋭利なものでタッチスクリーンを傷つけたり、押しついたりしないこと。導電性物質(鍵、ペン等)がタッチスクリーンに触れないように注意すること。
17. 本製品の外装には小さな段差や引っ掛かりがある部分があります。取り扱いの際には、手や指を引っかけたりしないよう十分注意すること。

別紙 2

ロボットの名称	SERVI PLUS	Phantas	C30
開発者	Bear Robotics	Gausium Robotics	KEENON Robotics
ロボットの種類	配膳	清掃	清掃
サインージ設定	可	—	—
音声設定	可	可	可
BGM 追加・変更	可	可	可
購入者によるマッピング修正	不可	不可	不可
購入者による走行データ入手	可	不可	不可
サポート体制の維持	生産終了後 5 年間	生産終了後 3 年間	生産終了後 5 年間
一次販売代理店	株式会社 USEN-ALMEX	株式会社天時情報システム	株式会社 USEN-ALMEX

「—」は、機能自体が無い機種

「不可」は、機能はあるが変更出来ない機種

別紙 3

USEN Warranty PLUS for Robot サービス規程

第 1 条(総則)

1. USEN Warranty PLUS for Robot サービス (以下「本保証」といいます) は、株式会社 USEN および株式会社 USEN-ALMEX (両者とも株式会社 U-NEXT HOLDINGS の完全子会社であり、総称して、以下「サービス提供者」といいます) が共同で運営し、購入者に提供する機器保証サービスです。
2. サービス提供者は、「USEN Warranty PLUS for Robot サービス規程」(以下「本規程」といいます) に定めるところに従い、本保証の対象となる本製品、付属品に対し、無償修理(以下「保証修理」といいます)を提供します。
3. 購入者が、本規約第 3 条に基づき本製品の保守サポートを申し込んだ時点で、本規程に同意したものとみなします。
4. サービス提供者は、いつでも、本規程を変更できるものとします。ただし、この場合、サービス提供者は、本規程を変更する旨と変更後の本規程の内容およびその効力発生日を、相当な期間を設けたうえで購入者に対して通知し、サービス提供者のウェブサイトに掲載するものとします。購入者が、本規程の変更の効力発生日後に本保証を利用した場合、当該購入者は変更後の本規程に同意したものとみなします。

第 2 条(保証修理の範囲)

1. 保証修理は、本製品の取扱説明書や本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で偶然な事故により本製品に生じた損害を対象とします。
2. 前項の定めにかかわらず、第 12 条に該当する場合には、保証修理の対象外とします。

第 3 条(本保証期間)

1. 本保証の有効期間は、本製品の納品日から始まり、納品日から 3 年後の応当日(以下「保証終了日」といいます)の午後 4 時に終了します(以下この期間を「本保証期間」といいます)。
2. 初期不良等により開発者およびサービス提供者より交換品(第 5 条第 1 項および第 2 項に基づく代替品を除きます)が提供された場合であっても、その事由の如何を問わず、保証終了日は変更されないものとします。

第 4 条(保証修理の内容)

1. 本保証期間内に、本製品に偶然の事故により生じた損害が発生した場合、サービス提供者は、保証修理を行います。
2. 本保証期間内において、本製品に係る保証修理の回数に制限はないものとします。

第 5 条(保証修理における代替品)

1. 保証修理における 1 回の修理に要する費用の金額が、本製品の販売価格を超過する場合、サービス提供者は、保証修理に代えて、本製品の代替品を提供する場合があります。なお、代替品は、原則として本製品と同一型番の製品とします。
2. 前項の規定にかかわらず、製造中止等の理由により本製品と同一型番の製品の入手が困難な場合は、開発者を問わず本製品と同等の機種をもって代替品とします。この場合、購入者はサービス提供者に対して、代替品の機種、型番等の指定を行うことはできません。
3. 本条第 1 項または第 2 項に基づきサービス提供者が代替品を提供したときは、本保証期間の残期間の有無にかかわらず、本保証は終了します。なお、この場合、本製品の所有権は、代替品の提供と引換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、その後、係る本製品を購入者に返却する義務

を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

第6条(保証の終了)

本保証は、次の事項に該当する場合に終了します。

- (1) 本保証期間が満了した場合、または第5条第3項に定めるところに従い代替品が提供された場合
- (2) 開発者の倒産、事業撤退、修理部品の供給停止、その他開発者がその責任により本製品の修理を行わず、または修理のための部品等の供給を行えない状態となった場合（事業承継等により、開発者と同水準・同条件にて修理を行う者が存在する場合、または代替品の提供が可能な場合は除く）
- (3) 本製品が第三者に譲渡または転売等された場合
- (4) サービス提供者が設置・工事した本製品を、サービス提供者に通知なく移転または移設した場合

第7条(購入者のご負担となる主な費用)

次に定める費用は、第1条に定める本保証の保証範囲には含まず、専ら購入者のご負担によるものとします。

- (1) 本製品の着脱費用（梱包材等諸費用を含む。）および片道分の送料
- (2) 本製品の修理方法を問わず、開発者の定める離島および遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費・宿泊費・送料（往復共）等
- (3) 本製品の設置・工事費用および本製品の処分に係る費用（リサイクル費用を含み、以下同様とします）並びに代替品提供の際に発生する送料および設置・工事費用並びに当該代替品の処分に係る費用
- (4) 本保証利用時に購入者からサービス提供者へ連絡するにあたり必要となる費用、その他通信費用
- (5) 保証修理を行う際に、修理期間中の代用品を購入者が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません）
- (6) 出張または引取を希望される場合のこれに伴う諸費用（出張修理、引取費用、梱包材等）
- (7) 本保証の対象外となる故障および当該故障の修理に必要な費用
- (8) 本保証の対象外となり、保証修理をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用

第8条(本保証の請求方法)

1. 購入者は、本保証の適用を希望する場合、以下の連絡先に連絡するものとします。

■ U S E N ロボットサポートセンター

フリーダイヤル：0120-788-610

受付時間：10:00～22:00（年中無休）

2. サービス提供者は、購入者から本保証適用の請求をいただいたときに、本保証に関する購入者の登録情報（製品情報および個人情報）を確認します。この場合において、購入者より本保証適用の請求に際して通知いただいた情報と登録情報との間に相違があったとき、またはその他購入者より必要な情報の通知をいただけないときには、サービス提供者は、本保証を提供しない場合があります。
3. 購入者がサービス提供者以外の第三者に対して本製品の修理を依頼された場合には、本保証は適用されません。
4. サービス提供者は、必要と判断した場合に本製品に係る記憶装置のデータ消去を行うことがあります。当該消去について、購入者は予め同意するものとし、サービス提供者に対して何ら異議を述べないものとします。
5. 購入者の都合により、修理受付日の翌日から起算して30日を経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。

第9条(登録情報の変更)

購入者は、本保証期間中に、購入者の氏名・名称、連絡先電話番号または住所等に変更がある場合、速やかにU S E N ロボットサポートセンターまで通知するものとします。通知がない場合、本保証が適用

されないことがあります。

第 10 条(個人情報の使用)

1. サービス提供者は、購入者に関する個人情報について、サービス提供者が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、次の目的で利用します。
 - (1) 本保証の継続、変更または終了に関すること
 - (2) 本保証のカスタマーサポートの提供
 - (3) サービス提供者および第三者のサービスにおける商品・サービスの案内、キャンペーン情報（広告、宣伝等を含みます）のご提供、または販売の勧誘（電話、郵便、メール等の方法による）
 - (4) サービス提供者が提供するサービスにおける新商品・新サービスの開発のための意見や感想のお願い、その他マーケティング調査への回答のお願い
 - (5) キャンペーン情報その他特典サービスのご提供
 - (6) 統計資料の作成
2. サービス提供者は、保証修理（代替品の提供を含みます）に際して、サービス提供者と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合に限り、サービス提供者の責任において、事業協力会社（開発者・修理会社・販売店・金融機関等）へ購入者の個人情報を提供します。

第 11 条(間接損害等)

1. サービス提供者は、本保証に関して購入者に生じた間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等を含みますが、これらに限られません）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含みます）並びに他の財物に生じた損害に関して、一切の責任を負わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、サービス提供者は、サービス提供者の故意または重過失により購入者に生じた損害について、本製品の販売価格を上限として賠償責任を負うものとします。

第 12 条(保証修理の適用除外項目)

保証修理は、次の事項に該当する場合には、適用されないものとします。

- (1) 購入者の故意若しくは重大な過失または法令違反、加工着手（加工作業を加えた時をいいます）後に生じた損害、改造、修理、設置、工事、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害、故障および障害
- (2) 記憶装置を持つ製品のデータの復元および手配等に係る一切の費用
- (3) 取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書に記載している取扱方法とは著しく異なる不適切な使用（改造行為、増設、電池漏洩等）等、取扱いが著しく不適当であることに起因する故障
- (4) 開発者や当社が承認した場所以外の場所（濡れた床や屋外等）での使用、または開発者が想定する用法を超える過酷な使用に起因する故障および損害（塩害による錆、船舶への搭載、高温、高湿度等の特殊な環境での使用を含みます）
- (5) 地震・噴火・これらによる津波による故障
- (6) 消耗品（バッテリー、駆動輪、補助輪、ブラシ類、スキー、フィルター等）または開発者の指定する消耗品の交換に係る費用
- (7) オプション品・消耗品単位の故障
- (8) 当社または開発者指定外のオプション品・消耗品の設置または使用に起因する故障
- (9) 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他のソフトウェアに起因する故障。
- (10) 紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます）、置き忘れによる損害
- (11) 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの（外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部分等のへたり、自然退色、劣化、錆、腐食、カビ変質、変色、虫食い、通常生じ得る外観上の損傷または汚損、その他類似の事由等）

- (12) 本製品の機能および使用の際に影響の無い（機能の喪失または低下を伴わない）損害（外観、傷、液晶の画面焼け若しくはピクセル抜けおよび輝度低下を含みます）
 - (13) 開発者がリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する本製品の故障
 - (14) 本製品の仕様に基づく制限、不利益等
 - (15) 本製品の付属部品、アクセサリ、周辺機器等の本製品以外の製品の故障、増設機器、ソフトウェア等の相性に起因する故障および不具合
 - (16) サービス提供者が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、サービス提供者が損害、故障の存在を確認できなかった場合
 - (17) 本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等
 - (18) 購入者ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装、刻印等を元の状態に復旧する費用
 - (19) 本保証以外の保証（製品の開発者保証、部品毎の開発者保証等）および保険（共済を含みます）の制度により補償を受ける場合、または受けた場合
 - (20) サービス提供者を経由せず、修理をご依頼された場合、または本製品を日本国外に持ち出しされた場合の日本国外からの保証修理依頼
 - (21) 国または公共団体の公権力の行使に起因する故障
 - (22) 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障
 - (23) 戦争（宣戦の有無を問いません）、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱、内乱その他これらに類似の事変または暴動※1、テロ行為※2に起因する故障
- ※1 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ※2 テロ行為とは、政治的、社会的若しくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- (24) 本製品と異なる製品（シリアル番号等が異なる場合等）の修理をご依頼された場合、または本製品のシリアル番号が確認できない場合（ただし、製品の内蔵データ等から本製品と同一と確認ができる場合を除きます）
 - (25) 購入者による保証修理のご依頼が本保証期間の終了後になされた場合

第13条(遵守義務)

購入者が、本規程の定め違反し、サービス提供者に対し著しい損害を与えた場合、またはそのおそれがあるとサービス提供者が判断した場合には、本保証期間中であっても、サービス提供者は、本保証を適用しないものとします。

第14条(サービス提供者による解除および反社会的勢力排除に関する表明保証)

1. 購入者およびサービス提供者は、本保証期間の開始日および開始後において、反社会的勢力ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、並びに自らの役員、従業員、および関係者が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2. 購入者およびサービス提供者は、相手方が次のいずれか一に該当することが合理的に認められた場合、何らの催告を要せず本保証を解除することができるものとします。
 - (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 購入者が前項のいずれかに該当することによりサービス提供者が本保証を解除した場合、購入者は、サ

サービス提供者が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとします。

4. 第2項の規定による解除が、本製品において偶然の事故により損害が生じた後になされた場合であっても、第2項のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した偶然の事故により生じた損害については、サービス提供者は本保証を提供しません。この場合において、既に本保証修理を提供していたときは、サービス提供者は、購入者に対して、本保証相当額の返還を請求することができるものとします。

第15条(その他の注意事項)

1. 本製品の故障並びに損害の認定等についてサービス提供者と購入者の間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は、開発者もしくは第三者の意見を求めることができます。
2. 購入者がサービス提供者に修理を依頼した本製品について、サービス提供者が返却可能日をお知らせしている場合（購入者のご都合でお知らせできない場合を含みます）、依頼をお受けした日の翌日から起算して1年を経過しても当該本製品をお受け取りいただけないときは、サービス提供者は当該本製品を処分することができるものとします。この場合、購入者は、当該本製品の修理費用（キャンセルに伴う一切の費用を含みます）に加え、当該本製品の処分に要した費用の一切を、サービス提供者の請求に従い、速やかに支払うものとします。
3. サービス提供者は、本製品の開発者、輸入業者または加工業者ではなく、本製品の販売に付随して、購入者に対して保証を提供するものであり、製造物責任法第3条の責に任ずるものではありません。

第16条(合意管轄)

本保証および本規程に関連して発生したサービス提供者と購入者の間の一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025年9月1日制定